

エコプロ2025 内

エシカル企画コーナー

出展のご案内



昨今、日本を含め世界全体は、人類の滅亡につながりかねない深刻な沢山の課題に直面しており、甚大な自然災害が発生しています。台風、豪雨、熱波、干害、森林火災などが大規模に発生し、人命が失われ、経済や社会に多大な被害をもたらしています。多発し、強大化する自然災害は、地球温暖化の進行と密接な関係が指摘されています。

このほか世界は、人口の急増、貧困層の増大、生物多様性の喪失、海洋汚染の激化など、絡み合う複雑な問題をたくさん抱えるようになりました。

これらの問題解決としての根本的対策には、『エシカル』のアプローチが必要になってきます。その具体的対策のひとつとして、エシカル商品やフェアトレード商品の普及や公共調達の推進などがあげられます。

これらの問題解決の一助となるべく、エコプロ2025内に、「エシカル企画コーナー」を設けることといたしました。

つきましては、エシカルに関係する企業・団体のご出展を賜りますようお願い申し上げます。



① **エコプロ2025**の約6万人の来場者

- ・ **エコプロ2025** の約6万人の環境に関心がある来場者が対象。質の高い来場者が見込めます。

② エシカルに特化した企画コーナー

- ・ （一社）日本エシカル推進協議会の共同ブースを中心に、エシカルに関する国や自治体・企業と近いゾーニングとして本企画コーナーを設置するので、エシカルに関心のある来場者が見込めます。

③ 物販の販売もOK

- ・ 商品の直販が出来るので、現場での売り上げが見込め、企業・バイヤーなどのBtoBの取引も見込めます。

④ 各方面とのコラボレーション

- ・ 普段は異なる分野で活躍しているエシカル企業がエシカルコーナーを通じて一同に会します。是非この機会に交流を深めて頂き、新たなエシカル活動を発見してください。

企画案 1

(JEI会員ブースで実施します。)

五感で学ぶ「エシカル×サーキュラー体験ラボ」

体験型展示を通じて、エシカル消費を視覚・聴覚・触覚で体感。エシカル素材を使用した製品作り、オーガニック素材に触れる「感覚ラボ」などを展開。

- 子ども・学生にも直感的に伝わる
- 循環型ライフスタイルを体験的に学べる
- SDGs教育・家庭教育に活用可能

企画案 2

(JEI会員ブースで実施します。)

エシカルデザイン100展「未来を変えるモノ・コト」

サステナブル素材、バリアフリー設計、地産地消、フェアトレードなど「エシカルなデザイン」製品・サービスを100点以上集め、ジャンル別に紹介するコレクション展示。

- 企業や自治体のBtoB/BtoC PRに有効
- 商品選びの“価値軸”を提示
- 認定マーク（例：エシカル基準合格）で信頼性を強化

企画案 3

(JEI会員ブースで実施します。)

エシカル・バザール「買って応援！使って実感！」

障がい者施設製品、農福連携商品、地域工芸・フェアトレード商品などが集う直販コーナー。販売員には支援就労の方も参加し、働きがいやストーリーも伝える。

- ・ 「購入＝支援」のエシカルな消費体験を提供
- ・ 来場者の購買意欲につながる
- ・ 生産者の声を伝えることで共感を創出

企画案 4

(JEI会員ブースで実施します。)

未来世代トーク&展示「エシカルZ世代が描く社会」

エシカルに関心のある高校生・大学生による展示・プレゼン・パネル発表ブース。脱プラ、フェアトレード、地域循環などテーマごとにZ世代の視点で表現。

- ・ 学校団体来場者との連携が可能
- ・ 若年層の声・行動が新たな波及効果を生む
- ・ 次世代の育成・参加を実感できるエリアに

持続可能な社会の実現に向けて5つの展示会が同時開催される社会課題解決展「SDGs Week EXPO」の中核展示会として、多種多様なステークホルダーが集い、サステナブルな未来を体験・実現する場へ

SDGs達成を目指す革新的技術やサステナブルな製品・サービスの社会的な価値を訴求・醸成する場を提供します。

エコプロ

ビジネスと次世代育成によって社会課題解決を目指す展示会

地球温暖化をはじめとする環境問題や食料問題、地域活性化などの社会課題解決に向けた取り組みを「ビジネス」と「次世代育成」の両面から推進し、豊かな地球環境と社会を次世代に引き継ぐことがエコプロのミッションです。

社会課題解決は特定の産業のみの問題ではなく、あらゆる産業、公共機関、教育機関、一般市民が一丸となって取り組むべき問題です。社会課題解決に立ち向かう全てのステークホルダーが集い、共創・交流する場としてエコプロをご活用ください。



toB/toCの両面から

社会課題解決と経済的成長の両立を支援
循環経済型ビジネスを新しい成長のエンジンに

ビジネス

エコプロには、ビジネスと生活者の双方の観点から、環境やSDGsなどの社会課題解決に関心の高い人々が来場します。BtoBとBtoCの両面で来場者に自社の社会課題解決への取り組みや製品・ソリューションのPRを行うことができます。



次世代育成

エコプロは当初から小中高生を招いた環境学習の場を提供しており、これまでエコプロで学んだ小中高生団体来場者数は279,069人となりました。今回も約1万人の児童・生徒を招き、持続可能な社会の実現を担う次世代の育成を支援します。



開催概要

名 称: エシカル企画コーナー

会 期: 2025年12月10日(水)～12日(金)午前10時～午後5時

会 場: 東京ビッグサイトエコプロ2025会場内

開催規模: 20～30小間程度

【出展内容】

- ・地方自治体のエシカルの取組み／フェアートレードタウン／SDGS未来都市等
- ・障がい者雇用の取組み 農福連携の取組み 等
- ・エシカル商品・製品・サービス 等
- ・フェアートレード製品・商品・サービス 等

- ・障害者就労施設製品・商品 等
- ・バリアフリー法対応施設・商品・製品・技術サービス等
- ・伝統工芸品 等
- ・その他、エシカルに関する商品・製品・サービス 等

【出展条件】資本金1億円未満の中小企業に限る。（資本金1億以上の場合は、通常小間（3m×3m）でのご出展となります。）

環境・インフラ・脱炭素 社会課題解決展

SDGsWeek EXPO 2025 **エコプロ2025**

名称	エコプロ [第27回] (SDGs Week EXPO2025)
会期	2025年12月10日(水)～12日(金) 10:00～17:00
会場	東京ビッグサイト 東ホール
入場料	無料（登録制）
主催	日経経済新聞社
後援	内閣府、経済産業省、環境省、文部科学省、国土交通省、厚生労働省、消費者庁、（一社）サステナブル経営推進機構、（一社）日本経済団体連合会、日本商工会議所、東京商工会議所、（国研）新エネルギー・産業技術総合開発機構、東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、埼玉県教育委員会、神奈川県教育委員会、千葉県教育委員会 [順不同／申請予定]
協力	グリーン購入ネットワーク、（公財）日本環境協会、全国連合小学校長会、日本私立小学校連合会、全日本中学校長会、全国高等学校長協会、全国国立大学附属学校連盟、全国小中学校環境教育研究会、私立大学環境保全協議会 [順不同／申請予定]
メディア協力	日経ESG経営フォーラム、日経ビジネス、日経ESG、日経トレンディ、日本教育新聞 [順不同]
出展規模	550社・団体／1,170小間 [SDGs Week EXPO全体、見込み]
来場者数	65,000人 [SDGs Week EXPO全体、見込み]



出展小間料

1小間 ￥**110,000** (税込) / 3日間

* 最大2小間までご出展可能

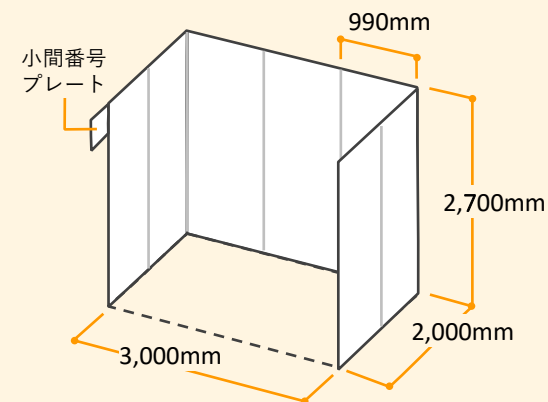
- **スペース：** 間口**3.0m** × 奥行**2.0m** (背面・側面の壁面パネルつき)
- **付帯設備：** システム壁面パネル (白)、小間番号プレート

※ 隣接小間に接する側面パネルを外すことはできません。

※ 会場への搬入・搬出、設営・運営 (売上・在庫管理含む) は、各出展者様にて行っていただきます。

※ ストックについては、会場内最寄りの共同ストックをご利用いただけます。

ブースイメージ



■ 出展小間料以外に発生する主な費用について

※詳細は9月3日(水)に行う出展者説明会でご案内します。

小間装飾費

床面のカーペットや机・椅子、電気・照明器具などの備品の手配、および社名板や小間装飾については、各出展者にてご手配・お持ち込みください。なお主催者でも展示台、パンチカーペット、椅子、映像機材などのオプション・リース備品をご用意しています。

電気工事費

1kWあたり15,400円 (予定・税込) + 電気配線工事

※小間までの配線と開閉器 (ブレーカー) 設置工事費および会期中の電気使用料を含みます。開閉器から小間内の電気配線工事は各出展者で実施いただくか、主催者リース備品のコンセントをお申込みください。

厨房設備費

試飲・試食については保健所指導にそって共同厨房設備が不要な範囲での実施を推奨しております。
※共同厨房設備費は希望社数によりかかる金額が異なります。

お申込方法と今後のスケジュール

①申込提出

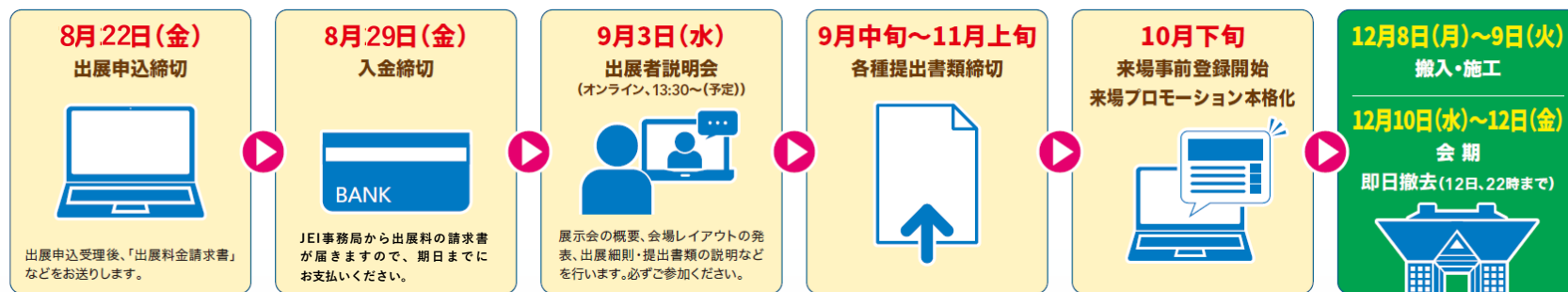
- 出展の場合、「出展規約」を遵守下さい。別紙申込書に必要事項を記入のうえ、一般社団法人日本エシカル推進協議会事務局まで、会社事業案内と合わせてお送り下さい。

■申込締切:8月22(金)

※エコプロの出展申込締切りは、7月11日(金)となっておりますが、本企画コーナーは8月22(金)となっております。

②申込み受理

- お申込から3営業日以内に、一般社団法人日本エシカル推進協議会事務局から出展申込書受理のメールをお送りします。このメールを送信した時点で出展申込みを受理したものとします。
- 各出展者の小間位置は、形状・出展内容などに基づき主催者が決定し、9月下旬を目処にお知らせいたします。



出展申し込みに関する諸注意

お申し込みにあたって、以下の点をご確認ください。

- 「出展規約」をよく読み、同意の上でお申し込みください。
- 出展申込受理後のキャンセルはできません。出展者のやむを得ない事情により、出展の全部または一部の取り消し・解約をする場合は、主催者が定める方法で主催者事務局まで届け出てください。その場合キャンセル料として、出展申込受理メールを送信した日から請求金額の全額をお支払いいただきます。
- 展示スペースには限りがあるため、主催者が募集する展示規模に達した際は、申込締切日より前に出展申し込みを締め切る場合があります。
- 展示、実演においてガス、給排水、エアーコンプレッサーの利用を予定される出展者は、出展申し込みの際、事務局までその旨お知らせください(なお、都市ガスは使用せず、プロパンガスの利用になります)。

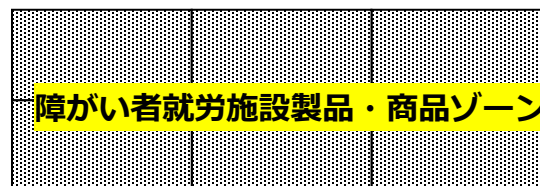
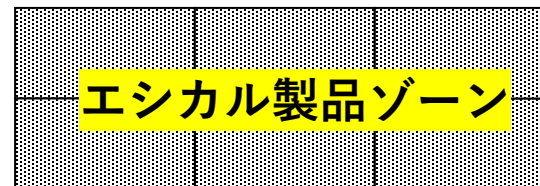
- 感染症の拡大等、不可抗力により本展示会の開催中止を主催者が判断した場合、以下のとおり出展料金を返金します(広告代理店を通してのお申し込みの場合は広告代理店に返金します)。出展者の都合による出展キャンセルは、通常のキャンセル料がかかります。詳細は、出展規約をご参照ください。
- | | |
|--------------------------------------|-----------|
| 2025年10月14日(火)まで | 出展料金の100% |
| 2025年10月15日(水)から11月15日(土)まで | 出展料金の80% |
| 2025年11月16日(日)から12月7日(日)まで | 出展料金の70% |
| 2025年12月8日(月)から9日(火)まで[搬入・設営期間] | 出展料金の50% |
| 2025年12月10日(水)から12日(金)まで[会期中・搬出撤去期間] | 出展料金の0% |

<エシカル企画コーナー>

◆本企画コーナーの特徴にある
企画1～4はこちらで行います。



◆本企画の募集は、こちらになります。



出展規約（1/2） ※ご出展にあたり必ず下記規約を確認いただき、ご了承の上でのお申込みをお願いします。

【1. 規約の履行】

1-1. 出展者（共同出展者を含みます、以下同じ）は「SDGs Week EXPO」2025年開催の各展示会（「エコプロ」「カーボンニュートラルテック」「自然災害対策展」「社会インフラテック」「サーキュラーパートナーシップEXPO」ほか企画展、関連企画を含み、これらを含めて以下「本展示会」と総称します）に出展するにあたり、本規約、主催者から提示された「出展のご案内」（出展要項）、「出展者説明会」で配付する「出展細則・提出書類」、請求書、その他主催者から個別に提示される各種書類・電子メール等の記載内容（これらを以下「本展規約等」と総称します）を遵守しなくてはなりません。本展規約等は、出展に関する全ての条件を規定するものであり、本展規約等とは別にいかなる契約書類も締結することはできません。また、出展者は、その役員・従業員・株主・出資者等の関係者、出展を取り次ぐ広告代理店、および展示スペースにかかる設営・撤去業者、展示の運営委託先その他本展示会に関して締結する契約の相手方（かかる契約相手方の再委託先・再々委託先等を含みます）（以下これらの者を「出展者関係者」と総称し、出展者と出展者関係者を「出展者等」と総称します）をして、本展規約等を遵守させるものとします。

1-2. 出展者等が本展規約等に違反したと主催者が判断した場合、主催者はその時期（本展示会の搬入期間・開催期間を含みます）を問わず、次回以降を含む出展申し込みの不受理、承諾した出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更の命令、実演方法の変更・中止の命令、または関連サービスの提供中止を行うことができます。その際、主催者の判断基準・根拠などは公表しません。出展取り消しとなった場合でも、出展者は本規約【4. 出展キャンセル】に規定のキャンセル料を主催者に支払わなければなりません。キャンセル料以上の損害が主催者またはその関係者に発生している場合には、主催者は別途損害賠償を請求します。また主催者は、出展申し込みの不受理、出展取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更、実演方法の変更・中止などによって生じた出展者等の損害は補償しません。

【2. 出展にあたっての諸注意】

2-1. 出展者は、主催者が定める本展示会の開催趣旨に合致する製品・サービスを提供する法人・団体などに限定します。主催者が、主催者が独自の裁量にて定める出展基準に従い、法人・団体および製品・サービスなどが出展に適さないと判断した場合（下記事例を含みますが、これらに限られません）には、出展申し込み受理の保留、出展内容の一部または出展そのもののお断り、および、出展申し込み受理の取り消しをする場合があります

- ①出展申込書その他の提出書類の記載事項に不備や虚偽の申請などがあった場合
- ②出展内容が本展示会の趣旨にそぐわないと判断される場合
- ③出展者が第三者の権利(知的財産権、肖像権など)やプライバシーを侵害していると判断される場合
- ④他の出展者や来場者などから苦情が予想される場合
- ⑤出展者に法律違反、人権侵害、品質偽装、不適切会計、不正受給、刑事処分、重大な行政処分および行政指導違反など、深刻な不祥事または不品行が発覚したとき。
- ⑥出展者が自らの法的整理手続きの申し立てをし、あるいは申し立てを受けている場合
- ⑦出展者が【10. 反社会的勢力の排除】に定める反社会的勢力であることが判明した場合
- ⑧主催者が開催した過去の展示会で出展規約に違反したか、出展取り消しとなったことがある場合
- ⑨その他、出展が不適当と主催者が判断する場合

2-2. 感染症などの発生や流行地域としてWHO（世界保健機関）や厚生労働省、外務省等が指定・勧告する国・地域からの出展者の出展または来場を保留またはお断りする場合があります。なお、指定国・地域外からの出展者の出展または来場においても主催者の判断で関連書類の提出を求める場合があります。

【3. 出展申し込みおよび出展料金の支払い】

3-1. 出展申込書は主催者が定める方法で提出するものとします。出展申込書を主催者が受領し、出展審査を経て、主催者が出展申込受理通知を発送（電子メールまたは郵送による）した時点をもって正式な出展申込受理とします。本展示会に初めて出展申し込みをする場合は、「会社案内」「製品カタログ」など主催者が定める添付資料を主催者が定める方法で提出するものとします。なお別途必要な添付資料を定める場合があります。すべての添付資料をご提出いただかない場合、主催者は出展申し込みの保留または出展をお断りすることがあります。出展申込書、添付資料その他すべての提出書類は返却しません。出展者はコピーを自ら保管するものとします。なお出展者は、主催者が認める広告代理店に出展の取り次ぎを委託することができます。

3-2. 出展申込受理の後、主催者は出展者（広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店。特に断らない限り本3-2において以下同じ）に出展料金を請求します。出展者は主催者が定める期日までに指定の銀行口座へ振り込むものとします（振込手数料は出展者が負担するものとします）。主催者が定める期日までに出展料金の振り込みがない場合、主催者は出展申込受理を取り消す権利を持ちます。（出展者（広告代理店を含みません）が広告代理店に対して出展料金を支払い済みであるか否かは問いません。）

3-3. 主催者は、天災地変、疫病、感染症の蔓延、交通機関の遅延、ストライキ、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主催者の責によらない事由により本展示会の開催を中止、会期短縮（会期中の打ち切りを含む。以下同じ）または延期する場合があります。中止の場合、主催者に支払われた出展料金は、以下の基準により返金します（広告代理店を通してのお申し込みの場合は広告代理店に返金します）。

- ①2025年10月14日（火）まで……………出展料金の100%
- ②2025年10月15日（水）から11月15日（土）まで……………出展料金の80%
- ③2025年11月16日（日）から12月7日（日）まで……………出展料金の70%
- ④2025年12月8日（月）から9日（火）まで〔搬入・設営期間〕……………出展料金の50%
- ⑤2025年12月10日（水）から12日（金）まで〔会期中・搬出撤去期間〕……………出展料金の0%

なお、会期短縮または会期を延期する場合は、出展料金の取り扱い、変更後の会期および会場などについて出展者へあらためて提示します。

【4. 出展キャンセル】

4-1. 出展申込受理後の出展取り消し・解約は認められません。出展者（広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店を含みます）の事情により、出展の全部または一部の取り消し・解約をする場合、出展者（広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店）は主催者が認める方法で主催者に届け出たうえ、キャンセル料として出展料金の全額を主催者に支払わなければなりません。

4-2. 出展申込受理後はキャンセル料が発生し、出展料金の全額をお支払いいただきます。

4-3. キャンセル料以上の損害が主催者またはその関係者に発生している場合には、別途損害賠償を請求します。

【5. 展示スペースの割り当て】

5-1. 出展者の展示スペースは、主催者が定める小間の配置・形状に基づき決定します。出展者はその結果に従うものとします。

5-2. 出展者は、主催者が定めた展示スペースをいかなる理由があっても、その全部または一部を問わず、他の出展者や第三者との間で交換・譲渡・貸与などすることはできません。

5-3. 主催者は、会場および所轄の警察署・消防署・保健所などによる指導・命令または出展キャンセルなどがあった場合、出展者の承認を要せず小間配置の全体レイアウトを変更することができます。

【6. 各種書類の提出】

出展者は、「出展細則・提出書類」の提出書類など主催者が求める各種書類を指定期日までに所定の方法で提出しなければなりません。期日に遅れた場合、主催者およびその関係者は申し込みを受理しないことがあります。

【7. 展示に関するルールの概要】

7-1. 出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスのみが出展対象となります。その親会社・子会社・関連会社その他の関係会社およびグループ・提携関係にある法人・団体であっても出展申込書に記載がない場合は、それらの製品・サービスなどの出展や、小間内でそれらの社名などの掲出ができない場合もありますのでご注意ください。

7-2. 出展者は、出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどの出展内容などに変更が生じた場合、すみやかに主催者が定める方法で主催者に届け出たうえで、許可を得なければなりません。

7-3. 装飾・展示物などの搬入・搬出および展示方法などは、「出展細則・提出書類」に規定され、出展者等はこれを守らなければなりません。

出展規約 (2/2) ※ご出展にあたり必ず下記規約を確認いただき、ご了承の上でのお申込みをお願いします。

7-4. 出展者等は、通路など自社小間内以外の場所で展示・宣伝・即売行為などを行うことはできません。また近隣の展示を妨害してはなりません。妨害の有無などは主催者が判断し、出展者はこれに従うものとします。

7-5. 出展者等は、強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演や不快感を与える実演など、他の出展者等や来場者の迷惑となる行為を行ってはなりません。実演などが他の出展者等や来場者に多大な迷惑を与えていると主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じることができ、出展者はその判断に従うものとします。なお自治体の火災予防条例により危険物の持ち込みは禁止されていますので、装飾物・演出としての裸火、煙・スモークマシン、ネオン管などの使用はできません。

7-6. 出展者等は、展示会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を厳守しなければなりません。

7-7. 出展者等は、本展示会会期中および会期後に他の出展者等や来場者などに対し迷惑のかかる行為(強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など)を行ってはなりません。かかる行為があったと主催者が判断した場合、主催者は出展中止を命令し、または次回以降の出展申し込み拒否を決定する権利を持ち、出展者はこれに従うものとします。

7-8. 本展示会会期中および会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容などに関して、主催者はその責を一切負いません。

7-9. 写真・動画撮影については、出展者は主催者に届け出て了承を得た後、自社ブースのみ撮影することができます。

7-10. 出展者が展示会場内で酒類を販売または試飲提供する場合は、20歳未満や車両運転者には提供してはけません。出展者が酒類を販売または試飲提供したことによって、20歳未満の飲酒や車での来場者が飲酒運転などの事件・事故を起こした場合、主催者は一切その責を負いません。

7-11. その他、前各項のルールに違反するなど、出展者等の展示内容や行為により、他の出展者等や来場者などから苦情の申し立てや展示会場内で紛争を引き起こすことが予想されるか、現に苦情や紛争が生じた場合、主催者は主催者の判断で出展の取り消しを決定することがあります。その場合、出展者等はその決定に従うものとします。

【8. 個人情報の取り扱い】

8-1. 出展者は、展示または来場者証QRコード読み取りサービスなどを通じて来場者の「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切に取得・管理しなければなりません。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で活用するものとします。特に第三者提供を行う場合は、法令で許される場合を除き、必ず「個人情報」の情報主体である来場者から「同意」を取らなければなりません。

8-2. 出展者は、来場者から取得した「個人情報」の開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去の要求や、苦情の訴えなどを受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応を取らなければなりません。

8-3. 出展者が、取得した個人情報の管理・利用に関して来場者との間で紛争などが生じた場合、出展者は自らの責任で当該紛争の解決にあたるものとします。かかる紛争に関し、主催者は一切の責を負いません。

8-4. 主催者は、来場者の個人情報の正確性・真実性を保証するものではありません。

8-5. 出展者が自社ブースにおいて、来場者の参加証に記載されたQRコードを専用端末を使って読み取り、本展示会のシステムにアップロードした場合、当該来場者の来訪記録が本展示会のシステムに記録されます。出展者は本展示会のシステムから来訪者記録データを取得することができます。ただし、技術的な要因によりQRコードが読み取れなかった場合、および、読み取りデータが消失した場合などは、当該来場者の記録に失敗することがあります。主催者は、専用読み取り端末および本展示会システム等の障害によるデータ喪失について、責任を負いません。

8-6. 主催者は、来場者に対し、来場者登録フォームにおいて、個人情報が本展示会のシステムを通じて主催者から出展者に提供されることを説明し、明確な同意を得ています。また、来場者に発行する参加証においてQRコードを利用した来訪記録の提供について説明しています。

8-7. 出展者が個人情報保護法第28条第1項に定める「外国にある第三者」である場合、個人情報保護法に従って主催者が来場者に対して行う外国移転先に関する情報提供について、出展者は主催者に協力しなければなりません。

8-8. 出展者が来場者の個人情報を個人情報保護法第28条第1項の「外国にある第三者」に提供する場合は、出展者の責任において個人情報保護法が要請する必要な措置を取る必要があります。

【9. 損害賠償責任】

9-1. 主催者はいかなる場合においても、出展者が展示スペース、印刷物および本展示会ウェブサイトを使用することによって出展者または第三者に生じた生命、身体、財産、名誉または信用への損害に対し、一切の責を負いません。

9-2. 出展者等は、故意・過失の如何を問わず、展示会場内およびその周辺の建築物・設備および主催者が用意した設備に与えたすべての損害について、遅滞なく賠償するものとします。

9-3. 出展された製品・サービスについて他の出展者や第三者と紛争が起きた場合、主催者はその責を一切負いません。出展者はその費用と責任において、これを解決、処理し、主催者には一切迷惑をかけないものとします。万一、主催者に紛争に関連して損害等が発生した場合、すみやかに補填しなければならないものとします。

9-4. 主催者は、天災地変、疾病、感染症の蔓延、交通機関の遅延・ストライキ、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主催者の責によらない事由による会期の変更・開催の中止によって生じた出展者等の損害は補償しません。

9-5. 主催者の責により本展示会が会期短縮または開催中止となった場合、主催者は出展者等に対し遺失利益を除く損害について賠償責任を負います。ただし、損害賠償額(返金する出展料金額を含む)は、当該出展者等にかかる出展料金の金額を超えないものとします。

9-6. 主催者は、会場マップ、ウェブサイト、ガイドブックやその他の告知宣伝物の誤植等によって生じた出展者等の損害は補償しません。

9-7. 搬入期間を含む開催期間中に、出展者等が自らの行為に起因して他の出展者等または来場者等に生命、身体、財産、名誉または信用への損害を含むいかなる損害を与えた場合も、主催者は一切の責を負わず、他の出展者等または来場者との間の紛争等は、出展者等の責任のもとで解決するものとします。

【10. 反社会的勢力の排除】

10-1. 出展者は、出展者等が現に反社会的勢力(以下の①～⑧に掲げる者および団体をいう)ではないこと、または過去においても反社会的勢力ではなかったことを主催者に対して表明・保証するものとします。

①『無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律』に基づき処分を受けた団体もしくはかかる団体に属している者、またはこれらの者と取引のある者、その他これらに類する団体もしくはかかる団体に属している者またはこれらの者と取引のある者

②『組織的な犯罪の処罰および犯罪収益の規制等に関する法律』に定める犯罪収益等隠匿もしくは犯罪収益等収受を行いもしくは行っている疑いのある者、またはこれらの者と取引のある者

③『暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律』第2条第2号に定義される暴力団およびその関係団体ならびにこれらの構成員

④総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団などの団体または個人

⑤暴力、威力、脅迫の言辞および詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人

⑥前①～⑤のいずれかに該当する者または団体(以下「反社会的団体等」という)と関係することを唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人

⑦反社会的団体等が代表し、または支配する法人その他の団体

⑧反社会的団体等が取締役、執行役、業務執行社員、監査役、理事、監事またはこれらに類する地位の役職にある法人または団体

10-2. 主催者は、出展者等が前項に違反した場合、その出展を取り消すことができ、すでに受領した出展料金を返金せず、また取り消しによって出展者等に生じた損害も賠償しません。

【11. その他】

11-1. 本展規約等に関連して生じる一切の紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするに同意するものとします。

11-2. 主催者は、法令の許容する範囲内で本規約を変更することがあります。その場合、主催者は出展者に対し、本規約を変更すること、当該変更の内容および効力発生時期を適宜の方法で事前に周知します。当該効力発生時期以降は、変更後の本規約が適用されます。



出展申込に関するお問合せ先

一般社団法人日本エシカル推進協議会事務局

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-3第1富澤ビル

株式会社環境新聞社事業部内

TEL. 03-3359-7039／FAX. 03-3359-7250

E-mail: _general@jeijc.org

担当: 酒井